

平成24年教育委員会第7回臨時会会議録

開会日時 平成24年7月27日 午後 1時00分

閉会日時 同 上 午後 2時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 面 田 博 子
同職務代理 松 本 實
委 員 遠 藤 勝 男
委 員 佐 藤 昭
委 員 竹 高 京 子
教育長 山 崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・地域教育課長	小曾根 豊	・生涯学習課長	今井 英敬
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	橋本 幸夫

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 面田 博子 午後 1時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 面田 博子 委員 松本 實 委員 山崎喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 午後1時00分

○委員長 では、ただいまから、平成24年、教育委員会第7回の臨時会を開会いたします。

議事に入る前に、お諮りしたいことがございます。

本日、1名の傍聴の申し出がありました。許可をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしということで、傍聴を許可することにいたします。では、入室をお願いします。

(傍聴人入室)

○委員長 それでは、委員長から傍聴人に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は、委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など、賛否をあらわすようなことはおやめください。

3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでください。

なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他、会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人に、これらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくことになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります。

本日は議案等はございません。

では、報告事項等にまいります。

報告事項等1「通学路における緊急安全点検について」、報告をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、報告事項等1の「通学路における緊急安全点検について」ご説明申し上げます。

まず、1の目的でございます。本年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでおります。このことを受けて、文部科学省より通知された「学校の通学路の安全確保について」に基づき、各学校関係者に特段の配慮を依頼していたところでございます。その後、通学路における交通安全を一層確実に確保することを目的とし、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁により通知された「通学路の交通安全の確保の徹底について」に基づき、緊急安全点検等を行うというものでございます。

2の点検の方法でございます。文部科学省の通学路における緊急合同点検等実施要領に基づ

き、以下の点検を行うというものでございます。まず1番、学校による危険箇所の抽出でございます。保護者等の協力を得て通学路の点検を実施いたします。2番目として、合同点検の実施及び対策、必要箇所の抽出。学校からの報告を受け、学校保護者、道路管理者及び警察署による合同点検及び対策必要箇所を抽出いたします。3、対策案の検討でございます。抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び警察から技術的な助言を得つつ、保護者等の協力を得て、学校と教育委員会が対策案を検討いたします。4、対策案の作成でございます。作成した対策案を道路管理者及び警察署に対して要望をいたします。5番といたしまして、対策を実施というふうになってございます。

3、緊急合同点検実施校及び日程でございます。裏面のとおりでございます。26校におきまして91箇所の点検を行ってまいります。ここに書いていない学校につきましては、保護者等の協力を得て通学路の点検をした結果、危険箇所がなかったという学校でございます。

説明は以上でございます。

○委員長 今、報告がございました。何か質問等ありましたら、お願いいたします。

松本委員。

○松本委員 通学路の点検については、これでよいと思います。私は、常日ごろ学校選択制をやっている、少し離れたところの学校に通学する児童とよく会うものですから、その子の安全が大丈夫かなということを考えてみました。私の住んでいるところの小学校に聞きましたところ、一番近いその学校の登校班のところに行って、そこから集団で登校しているということなので、安心はしました。ともかく、児童が選択制において通学している場合も含めて、安全であればいいなと思いました。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

庶務課長。

○庶務課長 確かに、学校選択制を採用しておりますので、小学校でございますけれども、隣接の地域から通っているお子さんがございます。今回の合同点検は、学校が指定する通学路の点検ということで、お住まいのところからその学校の通学路に至るまでの間というのは点検の対象になりませんが、委員ご指摘のとおり、その間にも危険箇所がないかどうかにつきまして、改めてそれについてもきちんと確認をするよう、学校のほうに連絡してまいりたいと思います。

○委員長 よろしく申し上げます。ほかに。

学務課長。

○学務課長 補足させていただきます。学校選択制、特に小学校の場合ですけれども、学校を選ぶ際にいろいろと注意事項を、注意喚起をしているところでございます。その中で選ぶ際は、

きちんと保護者のほうで通学路の安全を確認した上で、慎重に選んでくださいというようなお願いもさせていただいているところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、一つ私のほうから。直接的にこれとかかわるかどうかは別にいたしまして、進入禁止というか、朝、車両を入れてはいけないというスクールゾーンが、どの学校にもちゃんとあるのだけれども、そのあたりのところが十分機能しているかどうか。いろいろ聞きますと、抜け道になっていて、結構、車が入りますというような情報なども聞きますので、あわせてそういうあたりも調査して対応を入れていただければと思いました。

それからもう一つは、集団登校をしている学校と、それから集団登校ではなくて自主登校というのでしょうか。また、そういう学校と両方あると思うのでね。そのあたりもまた学校によって対応も違うかもしれませんが、考慮の中に入れて調べて点検をしていただければと思います。

庶務課長。

○庶務課長 初めのスクールゾーンのお話でございますけれども、スクールゾーン内のすべての道路に交通規制をかけているというわけではございません。交通規制がかかっている道路というのは一定の要件がございます。ですから、お話のとおり、スクールゾーンに指定をされていても、車が通行できる道路はございます。要件を満たすものについては、一方通行、もしくは進入禁止にし、進入禁止のところは一定の期間、バリケードを置いているという状況でございます。

それで、このスクールゾーンの制度ができてから相当、年月がたっております。導入当初はかなりの道路が進入禁止と聞いておりましたが、やはり最近ではいろいろ、解除の申請があり、一部解除をされている道路もあると聞いてございます。これにつきましては、個別にまた解除したのであれば、やはり進入禁止にしてほしいというような要望が学校側からあれば、学校、保護者と連携して、私ども、警察のほうに交通規制の導入について今働きかけていたり、ということもやってございますので、その点については学校と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○委員長 学校と連携してよろしく願いをいたします。ほかにございませんですか。

(発言する者なし)

○委員長 では、次にまいります。報告事項等2「平成25年度使用教科用図書の採択に向けた検討経過について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、「平成25年度使用教科用図書の採択に向けた検討経過について」、ご報告をさせていただきます。

まず初めに1、小学校及び中学校で使用をいたします教科用図書の採択でございます。小学校及び中学校の教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条の規定によりまして、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされております。また、同一の教科用図書を採択する期間につきましては4年とされております。現行の小学校用教科書は平成23年度から平成26年度までの4年間。中学校用教科書につきましては、平成24年度から平成27年度までの4年間、同一の教科書を使用することとなっております。

したがって、来年度に関しましては、資料といたしまして別紙1をつけさせていただきましたが、平成24年度使用教科用図書、記載のとおり、本年度と同一の教科用図書の採択を行っていただく予定でございますので、ご確認をいただければと思います。

次に、2、特別支援学級一般図書の採択でございます。特別支援学級一般図書の採択についてでございますが、学校教育法の附則9条に規定をいたします、特別支援学級で使用する一般図書につきましては、学校教育法の施行規則第139条の規定によりまして、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当ではないときには、他の適切な教科書を使用することができる旨、定められております。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に規定をしております、同一の教科用図書を採択する期間の4年間が除外されておりますので、子どもたちの障害の程度、種類、特性等に応じまして、毎年、採択替えを行うことができるようになっております。

これまでの経過といたしましては、その「経過」という形で(2)に示させていただいておりますが、6月22日に特別支援学級設置校、小学校8校、中学校7校に特別支援学級で使う一般図書の調査研究を依頼しております。学校長が責任をもってとりまとめを行い、子どもたちの実態に合った興味関心の持てる内容のものを選んだ調査研究報告書の提出がなされております。資料といたしましては、別紙2を添付させていただきました。

それぞれ、小学校用、中学校用という形で添付させていただいておりますが、これが平成25年度に特別支援学級で使います一般図書の採択予定の一覧表でございます。本日、教育委員会にこのような形で報告をさせていただいておりますが、教育委員の皆様方には、次回、8月9日の教育委員会におきまして、小学校及び中学校教科用図書の採択とあわせまして、一般図書の採択もしていただく予定をしております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ただいま指導室長から報告がございました「平成25年使用教科用図書の採択に向けた検討経過について」、委員の皆さん、何か質問等ありましたら、あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 特別支援学級で使う一般図書の選定ですけれども、何か参考としているものはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのです。

○委員長 指導室長。

○指導室長 義務教育諸学校で使用いたします教科用図書として採択された一般図書のうち、比較的採択数が多く、発行者が、次年度においても当該図書の発行供給を予定しているものを、文部科学省のほうで一般図書一覧として収録したものがございます。こちらがこのようなもので、収録をされております。

これにつきましては、決して文部科学省において不適とか適の判断を加えているものではないですが、この一般図書一覧を参考としましたり、さらには東京都教育委員会のほうでも調査研究資料といたしまして、このような「特別支援教育教科書調査研究資料」というものがつくられております。こちらの資料などを使いまして、先ほどご説明いたしました別紙2のとおり、一覧としてまとめさせていただいたところがございます。

○佐藤委員 特別支援学級で使う一般図書の選定に当たりまして、留意事項など何かありましたら教えていただきたいのです。

○委員長 指導室長。

○指導室長 特別支援学級の子どもたちを、やはりしっかりと考えた場合に、まず第一に考えなければいけないことは、子どもたちの発達段階に即して検討すること。さらには、一人ひとりの子どもに応じて、やはり使用できそうな一般図書を選定することがまず大事だと考えております。そのほかには、可能な限り、やはり系統的に編集をされていること。それから、教科の目標に沿う内容の図書であるということも落としてはいけないものだと考えております。

特定の題材や領域に偏っていたりしないこと。さらには、参考書、ジグソーパズル、切り絵、工作等は適切でないことなどが大切となってまいりますので、やはり子どもを発達をまず第一に考えてまいりたいと考えております。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 ほかにありませんか。

竹高委員。

○竹高委員 特別支援学級で使用する一般図書についてですが、昨年と比べて異なるものはどのくらいあるのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 使用いたしますものにつきましては、国語から生活科まで、小学校、中学校それぞれ詳しく出ておりますけれども、小学校につきましては、昨年度と比べまして142冊のうち50冊ほど。中学校につきましては、昨年度と比べて60冊ほど、子どもたちの障害の程度、あるいは興味関心に応じた新たなものを使う、あるいは、前に使っていたものがあまり子どもたちが興味関心を持たないとか、ちょっと使い勝手が悪いというようなことで、違う教科書を今回は使わせていただきたいというような希望が出ております。やはり、各学校が選定するに当たりまして、それぞれの学校の子どもたちにとって興味が持てて、より子どもたちが特別支援教育の中で理解しやすい図書を選定している傾向がございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○竹高委員 もう1点よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

竹高委員。

○竹高委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、この特別支援学級で使用する一般図書ですけれども、その支援学級でその学年ごとに振り分けて使っているのか、それとも、その子に向けての別々の資料で学習しているのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 基本的にはやはり学年だとは考えておりますけれども、やはりその子のそのときの状況等もございますので、そのあたりは柔軟的に学級の中で考えてしている部分がございます。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに質問等、ご意見等ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 では、ないようですので、次の報告事項にまいります。

報告事項等3「児童・生徒のいじめ問題への対応について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから、「児童・生徒のいじめ問題への対応について」、ご報告をさせていただきます。

前回の教育委員会におきまして、教育委員の皆様から、葛飾区教育委員会として緊急メッセージをというご決定をいただきました。そちらのことにつきましても、今回、報告をさせていただきたいと考えております。

まず、今回、大津市で起きました、いじめを一つの原因として大切な命を持つ子どもが自殺をしたとされる事件については、非常に残念であると考えております。さらには、二度とあってはならない。一度でもあってはならないという認識を強く持っております。葛飾区教育委員

会でも、決してこの問題については対岸の火事と考えてはいけなく強く認識しております。

そこで、私のほうからは、今回の大津の件を受けまして取り組んだ3点。それから、今まで教育委員会といたしまして取り組んでいる1点についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、いじめ問題に関する指導の徹底についてご報告をいたします。おめくりいただきまして、別紙1でございます。こちらにつきましては、7月12日、教育長名で各園長、校長に周知をしたものでございます。日ごろからいじめに対する対応につきましては、各学校に指導、助言をしているところでございますが、今回、改めて7点について指導したものでございます。1番目につきましては、人間としていじめは絶対に許されないこと。2番目は、子どもから発せられているサインを教師は見逃すことのないようにすること。3番目は、児童・生徒に対して、もしいじめがあった場合には、1人で抱え込まず、両親や大人にとにかく相談をなさいと指導すること。4番目、いじめの相談や訴えがあった場合には、教師は真摯に受けとめて、誠実に対応していくこと。5番目には、いじめられている児童・生徒を全力で守り抜く毅然とした態度をとること。6番目には、いじめが起きたときには、その早期解決に向けまして、学校全体で取り組むだけではなくて、教育委員会等関係機関と適切な連携をもって迅速に対応すること。さらには、日ごろの教育活動の中で、思いやりの心を育み、命を大切にする教育を一層推進すること。これについて、再度、各学校で校長の指導のもと、すべての教職員に周知するとともに、教育活動の見直しを指示したところでございます。

続きまして、もう一度おめくりいただきます。別紙2「いじめに対する葛飾区教育委員会の緊急メッセージ」でございます。先ほど申し上げました、前回の教育委員会の決定を受けまして作成したものでございます。こちらに、本日お配りさせていただきましたものは、小学校4年生から6年生までの対象のものでございます。今回は幼稚園児用、小学校1年生から3年生用、さらには中学生用という形で、全部で4種類、若干の文言をやさしくわかりやすくすることで4種つくったところでございます。裏面には、その相談する機関について印刷しております。これらにつきましては、夏期休業日が始まる終業式の3日前に各学校に配付をいたしまして、各学校ではこのメッセージをきちんと授業の時間でしっかり時間をとって子どもたちとともに考えるとともに、その後には各家庭に持って帰って、おうちの方としっかりいじめについて考えるように指導をしたところでございます。

なお、これにつきましては、区のホームページのトップページのほうに、トピックスの欄に入れさせていただいております。そこをクリックいたしますと、この緊急メッセージのところが閲覧できるようになっております。さらには、もう既に発行されました7月25日号の「広報かつしか」の一面の中にもこのメッセージを載せていただいたところでございます。

続きまして、もう1枚おめくりいただきます。別紙3になります。今回、東京都教育委員会のほうでもいじめの実態把握のための緊急調査を実施しております。本区といたしましても、

通常行っております年3回の調査に加えて、今回は夏休み前までの期間ではございますが、再度、児童・生徒全員にアンケート調査をしたところでございます。

おめくりいただきますと、学校からこのような形で、7月20日までにということで、報告を受けているところでございます。今、最終的なところで集計を加えているところでございます。6月末現在のいじめの数は、前回お話ししたように思っておりますけれども、再度、7月にもう一度、子どもたちにアンケートをとったところ、やはり子どもたちのいじめに対する意識がかなり高くなっていると思います。若干、今まで出てこなかったものについても、今回のアンケートで把握をすることができたという報告も受けております。

その後にも資料でございますが、A3版の別紙3の2枚につきましては、既にもう学校に配っているものでございましたが、今回再度、各学校にもう一度いじめに対する指導について、さらにはいじめをゆるさないという、やはり教師がしっかりした構えをする。教師一人ひとりがこれについてもう一度読み込むとともに、夏期休業中等を通して、各学校でこの資料を使って校内でもう一度しっかりした研修を行うように指示をしたところでございます。

続きまして、本区の今まで取り組んできた取組になりますが、まず初めに、いじめの発見後の対応ということでございます。1枚目にまたお戻りいただけますか。本区では、いじめが各学校で把握された時点で、その報告を教育委員会が受けるということとしております。各学校で解決することに加えまして、その一つひとつのいじめの事例について、より迅速に、的確な対応がとれるということで、この報告について受けて、教育委員会のほうでも支援をしているところでございます。

葛飾学校問題解決支援チームにつきましては、ちょっと飛ばさせていただきますが、そのほかには、指導室または総合教育センターで電話相談や来室相談を受けているところでございます。

それから、各学校におきましては、スクールカウンセラーによる児童・生徒本人またはその友だちからの相談、さらには保護者からの相談も受けているところでございます。

一番最後の面をごらんいただけますでしょうか。

こちらに「葛飾学校問題解決支援チームの活用について」という資料を添付させていただいております。こちらにつきましては、先ほど私がお話し申し上げました、各学校でいじめが発見できた時点で、その報告を教育委員会に受けるわけですが、教育委員会では、その報告を受けて、どのメンバーを入れて支援チームをつくることによって、それが一番いじめの迅速な解決を図るのに有効かどうかというのを素早く検討いたしまして、その支援チームを各学校に派遣しているところでございます。

なお、この支援チームにいるメンバーにつきましては、スクールソーシャルワーカー、巡回型スクールカウンセラー、それから警察OBでありますサポートチーム指導員がおりますけれ

ども、こちらにつきましても、日ごろから各学校に回っていただいております。実際、チームが立ち上がる前にも、独自にそれぞれ学校の情報を持ちながら、いざ学校から支援の依頼が来たときには、すぐに対応できるということで動いているところでございます。本日も、私と指導主事と、それから警察OBのサポートチーム指導員のほうが、ある学校に、今朝行ってきたり、午後これから行くところでございます。やはりそこで学校の求めをしっかりと聞いて、どのような体制だということで、この葛飾学校問題支援チームも昨年度から動いておりますけれども、さらにこれについては、学校としっかり連携をとって、いじめの根絶に向けて、そして早期対応・解決に向けて、今後も取り組んでまいりたいと考えています。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 今、報告がございました。質問等、ご意見等、ありましたらお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 区独自でアンケートを3回。それから、今回は都教委のほうからのアンケートということで、精力的にまず実態把握のほうから始めているようでありますが、それは大事なことだと思います。

ところで、そのアンケートに答えるということは、ある面からすると、子どもたちが既にサインを出しているというふうにもとることができるのではないかと思います。指導室としては、そのいろいろなアンケート等の内容を見まして、私ども教育委員会に早急に諮ったほうがいいのかというような案件はありませんでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 私の手元に、今、この状況のアンケートについてはあるところでございます。今の項目の中で、例えば、暴力行為があつてというようなことは幸いに今のところ起こっておりません。やはり子どもたち同士の悪口を1人の子が言う。そして、周りの子どもが言う。それによって1人の子どもが集団の中で言葉のいじめを受けるというようなところ。さらには、ものを隠されるとか、そのようなこともございます。さらには、やはり今ネットの社会でございますので、携帯電話を使って、やはりその子の悪口を言うとか、そういうような状況も起きております。そういう意味で、確かにこのアンケートはサインを出しているものでございますので、私たちのほうもとにかくこれについては敏感にいつも感じるようにしておりますし、また、教育委員の皆様にもご報告をするような案件がございましたら、早急に私のほうからもご報告をさせていただきたいと考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。いかがでしょうか。

松本委員。

○松本委員 大津で起こったことは、本区にとりましてもいつ起こるかかわからないし、起っているかもしれないととらえて指導を徹底するというところで、児童・生徒へのメッセージを出

していったことがよかったと思います。文書の内容もよかったと思います。特に「見て見ぬふり」というところ、「知らんぷり」とあったのですけれども、そのほうが子どもにとってもよかったのかなと思いました。

ところで、私は長年、中学校の現場にいましたから、いじめの問題をどれだけ巧妙に子どもたちが起こしているかというのを見つけるのは極めて難しいということを上申しておきたいと思います。

そこで、このA3の資料のところにございますけれども、やはり教師として、学校として子どもたちが出しているサインをできるだけ早い時期にキャッチして、学校がチームとなって組織として動いて未然に大きなことにならないようにしていくかという。ここに詰まっていると思います。そこで心配なことは、最近、23区どこでも同じですけれども、教員になる人材が相当若返っておりまして、こういういじめとか、暴力とか、不登校とかに対応していくには、経験の浅い教員が現場にはいますので、これからもこういう資料などを出して、そういう教員の資質を高めて、鋭いアンテナを立てていくということが大事だと思います。

先ほど、子どもたちにアンケートをとるといいましたけれども、いじめを受けている子どもたちは、そのアンケートにも決して正直に答えられないぐらいの被害に遭っていますので、すべての親が、大人が鋭いアンテナで拾って行って、未然につかんでいくということと、学校の体質として、外に伝えないでおこうという体質がありますので、それを開いて、どんなに小さいことでも連携してやっていくということが大事だと思います。

そこで一つ、葛飾学校問題解決支援チームの活用について、あまりよくないニュースが入ってきたので、気をつけていきたいと思うことを申し上げます。実は、ある学校で葛飾学校問題解決支援チームの方が学校を訪問したら、その校長とか職員が、その訪ねた方のことをよく知らないで、ぞんざいな扱いをして立腹されたということを聞きました。それは、サポートチーム指導員で、元警察官の方なのですけれども、一生懸命やっていることを学校の校長とか職員がよく理解できない態度をとったのですけれども、こういうチームのメンバーの方々を、現場の校長初め職員がよく知っていて、一緒に解決していくのだということを徹底していくということも大事なことだと思います。特に区間交流が激しくて、校長が新しく葛飾に赴任されて、よくわからない校長や教員もいますので、葛飾区としては、こういう生活指導の問題だけではなくて、学力アップとか、部活動の支援とか、いろいろな人材に学校に来ていただいて協力していますけれども、そういう人たちのことをよく理解して、学校と地域と関係機関が一緒になってやるということをよく隅々まで徹底していったほうがいいなと思いましたので、発言いたしました。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、最後にご意見をいただきました学校問題解決支援チームのメンバーの学校への周知というところは、やはりこれからの大きな課題だと思っております。指導室としては、例えば指導室訪問のときに同行して、またメンバーを紹介するとか、そういうこともできると思いますが、やはり早急にどうにかメンバーの方が各学校にも、このような方であるということを知らせることができる。それによって、それぞれ個々の教員が、何かあったときに、あの人に相談すればいいのだということが、やはり即座に思い浮かぶのではないかと思います。その辺については、ちょっとどのような方法で対応できるか、検討して至急に実行はしてまいりたいと考えています。

○委員長 よろしいでしょうか。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 児童・生徒に向けてのいじめに対する対応、緊急メッセージは姿勢としていいと思うのですが、これを自分のこととして扱っていない保護者の方も中にはいらっしゃるというふうに若干感じますので、児童・生徒に向けて発信するだけではなく、保護者に向けて学校のほうも、相談する窓口、間口の広さと、あと、無関心な保護者に対しての、自分の子どもに置きかえて考える発信も保護者に向けて必要ではないかなと感じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今回、大津で大きな事件がございまして、やはりいじめに対して学校も子どもも保護者の方も非常に今、意識が高いと考えています。しかし、これがまた幾日か過ぎてしまったときに、またその関心が薄れるというようなことがあっては、やはりせつかくの今の大きな取り組みがしっかり徹底していけないと思っております。今、竹高委員からお話ございましたけれども、また8月の最後の校長会の際にも、私のほうから各校長、副校長に対して、やはりこの保護者へのいじめの、学校としての取組の方針をしっかりと示すとともに、それから、さらには保護者会、「学校だより」等も通して、その方針とともに、やはり保護者の方もともに考えていただけるような形のものを発信するように指導はしてまいりたいと思っております。

やはりいじめは一度解決したと見えても、さらにそれがやはりまだ下でくすぶっていて、また再発するということがございます。そういう意味では、ずっとしっかりと継続して策を講じていく。これを忘れないように努めていくというふうに思っております。

最後に、私のほうから、実はこの今回のメッセージにつきまして、やはり区民の方から声をいただいておりますので、それをちょっとご報告させていただきます。その中では、最初は、これについては国からやれと言われてこのメッセージを出したのかというような意見でございま

した。それにつきましては、そうではなくて、葛飾区として独自に行ったものでございますとご説明をした後、区民の方からは、お子さんではなくお孫さんだと思いますが、本当に私、葛飾区にやはり住んでいてよかったとか、子どもを葛飾区の学校にやってよかったと、そういうような温かいお言葉をいただいたこともございます。ひとつそれも励みにして、私たちもしっかりいじめの根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに。

佐藤委員。

○佐藤委員 室長のお話、大変結構だと思います。いじめというのはいつでもどこでも、多かれ少なかれあると聞いております。そして、この別紙1の通達を出したということなのですが、この宛先が幼稚園長、小学校、中学校となっておりますが、幼稚園にもいじめなんていうものがあるのかなと思っているところです。意地悪のようなものかなと思ったりしておりますけれども、いずれにしても低年齢化しているし、そしてまた陰湿になっているというのが現状だと思います。そこで、室長が先ほどおっしゃいましたように、継続するのが大事で、今回だけでなく毎年、できれば年2回とか、必要に応じて出すようにしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今ご意見いただきましたことをきちんと参考にして、やはり継続的に学校にも子どもにも保護者の方にも意識をずっと持っていたいただけるような対策は講じてまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私のほうから一つ。いろいろほかの各委員さんからお話が出たこと以外のことになりますけれども、アンケートで、今回は今まで出てこなかったいじめを把握できたということは、すごくいいアンケートになったのかなと思ったのですね。それと同時に、いじめということに対する認識が、子どももしっかりしてきたととらえていいのではないのかなと思いました。

いじめは、私が現場にいましたときに思ったのは、最初から大きいのがどんと出るのではなくて、本当に小さなことから出てきて、先ほど言いましたように、それを早いうちにキャッチして適切な指導を加えれば、本当に早いうちに解決できると思います。

それと同時にもう一つは、これは私の経験なのですが、いじめる側は、いじめることによってすかっとするとか——1回その子呼んで、なぜそんなことをするのかといろいろ聞いたときに、「すかっとするんだ」とか、「気持ちが偉くなったような気持ちでいいんだ」みたいなことをその子が言ったのがずっと私は耳に残っているのですが、よく考えてみる

と、もちろん人間として許されないことということで、もちろんなさぬものはなさぬということだけでいくのだけれども、その子どもたちが、そんなことでしかすかっとできない、いじめることでしか自己満足できないというようなことではいけないと思います。つまりは心の問題にかかわってくると思うのですけれども、学校の授業の中でも生活の中でも、すべての中で一人ひとりの子どもが十分に自分を表現して、自分が満足を得られるようにする。小さなうちですけれども、ただなさぬことはなさぬと言うだけでは解決がなかなか厳しいのかな、そんなことを感じました。また、その子の場合、とても表現力がうまくないのですね。言葉が単語でくずばくずばくと言うような。もうその子は5年生だったのですけれども、5年生ならもっとちゃんとした言葉で話せるのではないのかなということもあたりりましたので、今コミュニケーション能力とか、言語活動とかも言われておりますが、そういうようなこともぜひちゃんと力をつけて、自分の思いが相手に伝えられるようなことも大事なことになるので、ぜひそういうことも育てていただければと思いました。

指導室長。

○指導室長 とかく対症療法的なことを考えがちですけれども、やはり今お話があったように、子ども一人ひとりはいろいろ個性を持っておりますので、そのよさをやはり教員も友達も認める。言葉で言うのは簡単のところですが、やはりそれを継続的にやっていく。さらには、その子どもたちが最後は自己肯定感というか、自己有用感。それから、自分はこういうところがすぐれているのだということがしっかりと自覚できるような教育を葛飾区全体ですべてと継続していけるように、私たちのほうとしても、学校とともにやってまいりたいと考えております。

○委員長 そうですね。よろしく願いいたします。

では、よろしいですか。

遠藤委員。

○遠藤委員 原点に戻るようで恐縮なのですが、前回の教育委員会で、私、一教育委員としていじめの問題にかかわってきた者として経験がありますが、これには指導主事も一緒にかかわってくれました。その際、指導室のほうからは学校に指導を入れてもらい、またロードマップまでつくって、この改善に向けてほぼ1年間にわたってこの問題に取り組んできたわけです。幸い、その児童はこの4月から別な学校で登校できるようになり、ほぼ延べとして2年間の休校でありましたが、この4月からは無事登校できたわけです。

そのかわりの中で感じましたのは、やはり一番原点というのは、やはりいじめられている子どもの立場に立って、その子どもに寄り添っていろいろな話を聞いてやり、また、言動をよく見てあげていくということがまず原点にあるのではないかと感じました。その児童が体で病状として表現していることも含めて、また家庭生活の中でいろいろと症状として出ていること

も含めて、友達関係、それからその地域の様子、学校全体のことまで把握して、それはあくまでも子どもに寄り添っていくということが原点であって、そこから私たち大人、教師も含めて全ての大人。大人の態度いかんによっては、つまりその態度というのは、子どもにどれだけ寄り添っているのかということが、私たちが問われていることではないかなと思ひまして、その大人の原点を見失わない態度さえ持ち続けていれば、このいじめの問題というのは解決できると私は一つの事例を通して確信をしたわけではありますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 やはりいじめを受けている子どもに寄り添うということは、本当に大事なことだと思っております。やはりしっかり寄り添う、そしてこちらがやはり心を開いて受けとめる、受け入れるという態度を示さない限り、その子どもはやはりずっと1人でつらいことを抱え込んでしまうと考えております。そういう意味では、今委員のおっしゃったことについては、やはり学校のほうにも私のほうからさらにこれについてお話をしていくということにこれから取り組んでまいる所存でございます。

○委員長 ほかにございませんですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、よろしいようですので、次にまいります。

報告事項等4「『かつしか進路フェア2012』について」。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、「『かつしか進路フェア2012』について」ご報告いたします。

昨年は初めての開催で、ことしは2年目の開催となります。

初めに、趣旨でございます。中学生が進路選択を考える機会を提供するための一助として、近隣の都立、私立高等学校が参加する「かつしか進路フェア2012」をかつしか進路フェア実行委員会と共催し、開催するものでございます。

日時は、平成24年8月4日土曜日、午前10時から午後3時でございます。会場は、テクノプラザかつしか、大ホール及び展示室でございます。

内容といたしましては、参加高校ごとにブースを設け、学校の教育方針や学校生活の紹介。それから、入試などの説明をしていただきます。また、スクールカウンセラーによる相談コーナーも設置していきたいと思っております。

参加高校は、都立及び私立高校91校を予定しております。参加対象は中学1年生から3年生の生徒及びその保護者でございます。なお、主催、共催、後援、協力については記載のとおりでございます。

また、昨年の状況でございますが、昨年は平成23年9月3日に行われまして、立石中学校の体育館で行われました。参加校は49校でございます。参加者数としては1,212人の参加を得ま

した。

なお、2枚目に参考としてチラシをつけさせていただきました。裏面には参加高校の一覧となっております。

説明は以上でございます。

○委員長 今説明がございましたが、何か質問やご意見があったらお願いをいたします。

竹高委員。

○竹高委員 昨年行われていたのを若干見逃してしまったのですけれども、かつしか進路フェアでこれだけの、ことしは90校集まって、中学生の子どもたちのため、保護者のためにやっていただけるというのはとても素晴らしいことだと思います。中学校1年生から3年生まで、3年生は多分、各校にそのまま見学に行くと思うのですけれども、今はもう1年生、2年生も、保護者も子どももとても興味を持っている時代ですので、こういう形で90校集まってやっていただけるのは、とても協力することが大変なことだと思いますので、続けていけるように、ご協力のほうよろしく願いいたします。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ありがとうございます。昨年は中学校の2年生、3年生が対象でしたが、今、竹高委員さんのお話がありましたように、1年からやはり関心がある方もあるし、これから、まだそれほど進路について考えていない方も、そこに行くことによって、一つのきっかけになるということもありますので、1年生から3年生ということで対象にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 では、よろしく願いをいたします。

ほかにご意見ありませんですか。よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 昨年は高校の参加校が49校で、ことしは91校と大体倍近く予定しているということですが、昨年の評判がよかったわけですか。それでふやしたか、ちょっと……。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 昨年は第1回ということで、あまり時間がない状況の中で行われたということがございまして、同じようにある程度の数は学校には出したのでございますけれども、時間がなかったこともあり、オープンな、広げて出すことができなかった。ことしに関しては、昨年の例もありまして、早めに準備を始めまして、広く出そうということで100校以上出しました。十何校、返事が来なかった、もしくは辞退というところがございましたけれども、90校近くまでいきました。1枚目の説明のほうは91校となっていて、チラシは90校ということで、後で1校だけ追加が来ましたので、91校という形で書かせていただいております。

以上でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんですか。

(発言する者なし)

○委員長 これを去年やった後の、保護者とかの何か声みたいなのがありますか。あったら教えてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 アンケートを集計してございます。2年生、3年生とそれぞれのアンケートをとっているのですが、3年生に至っては、「参加している高校の中から受験してみたい高校が見つかりましたか」という問いに関しまして、生徒も保護者も7割近い方が見つかったという回答をしております。2年生においても、4割程度がやはり見つかったというようなお話をしております。

それから、あとは「進路フェアの時期は適切でしたか」ということに関しましては、3年生においては8割近く、2年生においては7割近くの方が「適切である」ということの回答が出ております。

それから、「参加していかがですか」という質問に関しては、3年生においては、保護者で81%、参考になったと。生徒においては92.5%、参考になったという答えもございます。2年生においても、保護者93.8%、生徒においても89.0%という形で、やはりかなりの数として高い水準になっているというところでございます。

それからもう一つ、参加高校のほうにもアンケートをとってございまして、「来年も参加しますか」という質問に、前回の場合、40校少ししかなかったのですが、39校が参加すると言ってございまして、参加しないと行ったところは一つもございません。「わからない」と言っていたところが3校というような結果で、ほとんどの高校はまた参加しますとご言いただいでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ぜひ進めてください。

ほかに質問等ございませんですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、報告事項等はここまでいたします。

ここで教育委員の皆さん、何かご発言とかご意見ありましたら。ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですね。

それでは、「その他」を庶務課長、まとめてお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 まず、1の資料の配布でございます。今回四つほどお手元に配付をいたしました。まず、8月の行事予定表でございます。それから「博物館だより」104号、それと「区政施行80周年記念企画展『葛飾区80年 町・暮らしの移り変わり』」、四つ目として「スポーツ推進員だより」の62号でございます。

2の出席依頼でございます。今回は7件でございます。いずれも周年行事でございます。まず、10月27日、土曜日の綾南小学校60周年につきましては、竹高委員にお願いいたします。同じく10月27日、土曜日、奥戸小学校110周年でございます。松本委員にお願いいたします。11月10日、土曜日、幸田小学校40周年につきましては、委員長にお願いいたします。11月23日、金曜日、鎌倉小学校60周年につきましては、松本委員にお願いいたします。11月24日、土曜日、北住吉幼稚園40周年につきましては、遠藤委員にお願いいたします。12月1日、土曜日、南綾瀬小学校110周年につきましては、竹高委員にお願いいたします。12月8日、土曜日、亀青小学校140周年につきましては、佐藤委員にお願いをいたします。

続きまして、次回以降の教育委員会でございます。8月9日木曜日、午前10時開会です。よろしくお願いたします。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 すみません、お忙しいところ。チラシのほうで訂正がございます。申しわけございません。「葛飾区80年 町・暮らしの移り変わり」という企画展を今回させていただきますが、表のほうの上から2枚目の、「昭和二十八年頃小岩北口」という表記がある写真があるかと思いますが、これは「昭和二十四年新小岩駅」ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

もう一つございまして、裏面のほうでございます。一番上の写真でございます。「昭和十一年水元小台外溜」とありますが、これは「内溜」の間違いでございました。こちらも訂正させていただきたいと思っております。

それから、「博物館だより」のほうなのですが、この見開きの中のところでございますが、先ほど最初に指摘した写真と同じ写真を使っております。真ん中の左下の「新小岩北口」と書いてあるのですが、ここは「昭和二十四年新小岩駅」という形で訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、「葛飾区80年 町・暮らしの移り変わり」という、区政施行80周年記念企画展をあしたから9月9日まで郷土と天文の博物館で開催させていただきます。区政80周年という節目の中、都市近郊農村であった葛飾区が低地という環境を生かしてどのように都市化してきたのかを振り返り、そのきっかけや影響を写真や実物資料等で振り返っていくという企画でございます。裏にございますが、展示内容として、「『やっから』から開発が始まった」、「葛飾区

が誕生した」、「ものづくりの時代」、「楽しく、賑やかだった商店街」、「変わる暮らし」というテーマで展示を行います。商店街のところでは、当時実際に配られたチラシ等もありますので、そういったものをちょっと展示させていただきながら、当時の華やかだった商店街等を体感していただければということで、展示会を行いたいと思いますので、ぜひごらんいただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

遠藤委員。

○遠藤委員 この真ん中の大きな写真はどの辺なのでしょうか。真ん中の大きい写真には旗などありましてね。

○委員長 本当だ。

○遠藤委員 これは牛乳屋さんでしょうね。正面の電信柱に「牛乳」とあるのは。

○委員長 書いてある。

○生涯学習課長 どこか、今すぐにはわかりませんので、申しわけございません、後ほど調べてお話しさせていただければと思います。済みません。

○委員長 そうですね。調べて後でまた教えてください。

○生涯学習課長 はい。

○遠藤委員 道路の真ん中にうちがあるみたいな感じもしているし。

○委員長 どこでしょうね。

○遠藤委員 電信柱も何か……。

○委員長 それから、ちょうどいい機会なので、子どもたちの、ちょっと3年生ぐらいでは無理かな。何か子どもたちがこの展示の間に見に行けるといいなという思いをしますが。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 小学校等で見る分には無料で見られるというところがあると思いますし、郷土と天文の、天文の部分で、学習投影等に来られれば、そのときは見られるということなので、ぜひ見たいという小学校、中学校とかがあれば、ぜひ、クラス、学校単位で来ていただければと思います。

それから、80周年の記念式典等も10月に開催される予定になっておりますけれども、そのときにも展示スペース等、多少設けた中に、今回の企画展で使った写真等を飾らせていただいて、この80年を振り返るというきっかけにさせていただければと考えております。

○委員長 そうですね。ぜひ、子どもたちにも、いい機会ですので、勉強させてあげたいなと思いました。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ないですね。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、ないようですので、これをもちまして平成24年度教育委員会第7回臨時会をすべて終了といたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会時刻 午後2時05分